

令和5年度 関川村指名停止措置状況

令和6年2月14日現在

| 指名停止業者名 | 住所 | 指名停止期間 | 措置要件 | 指名停止の理由 |
|---------|------------------------|--|-------------------------------|--|
| | | | 指名停止措置要綱該当条項 | |
| 株式会社岩村組 | 新潟県新発田市大手町 四丁目3番21号 | 令和5年10月30日 ～ 令和6年4月29日 | 競売入札妨害又は談合 第2条第1項（別表第2、7号） | 株式会社岩村組の社員（前常務取締役）が、新潟県新発田地域振興局が発注した松浦地区区画整理第33次工事の競争入札に関し、令和5年9月20日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたことが、関川村競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第2条第1項（別表第2、7号）に該当するため。 |
| 株式会社岩村組 | 新潟県新発田市大手町 四丁目3番21号 | （期間の変更） 令和5年10月30日 ～ 令和6年10月29日 | 競売入札妨害又は談合 第2条第1項（別表第2、7号） | 株式会社岩村組の常務取締役が、新発田地域振興局農村整備部が発注した松浦地区区画整理第33次工事の競争入札に関し、令和5年9月20日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたことから、指名停止を行ったところ、同日同容疑で逮捕された同社顧問が上記工事及び平木田柳原地区取水工第1次工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが公判で明らかになったことが、関川村競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第4条第5項に該当するため。 |

| 指名停止業者名 | 住所 | 指名停止期間 | 措置要件 | 指名停止の理由 |
|---------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|--|
| | | | 指名停止措置要綱該当条項 | |
| 株式会社小野組 | 新潟県胎内市西栄町2-23 | 令和6年2月14日 ～ 令和6年8月13日 | 競売入札妨害又は談合 第2条第1項（別表第2、7号） | 株式会社小野組の常務取締役が、新発田地域振興局農村整備部発注した平木田柳原地区取水工第1次工事の競争入札に関し、令和5年10月11日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたことが、関川村競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第2条第1項（別表2、7号）に該当するため。 |